

加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業に係る事業対象面積の確認方法

①農地基本台帳等（共済台帳や市町村のデータ等を含む）公的な書類

例) 生産者Aの農地基本台帳でのほ場面積5ha、キャベツの事業対象面積5ha
⇒ 農地基本台帳でOK

②①により確認したほ場の一部に他作物を作付けしている場合、対象品目を作付けている面積（事業対象面積）を実測

例) 生産者Bの農地基本台帳でのほ場面積10ha、うち、キャベツの事業対象面積5ha、その他作物の面積5ha
⇒ キャベツの事業対象面積の実測結果でOK

※1：この場合の実測は、ほ場が四角形であるならば、一辺における各作物の幅の比を測定すること等により、キャベツ分の割合を求めることでも可能（その結果が事業対象面積以上であれば可）。

※2：実測は、事業実施主体以外の者による立会い若しくは確認が必要（農協が事業実施主体の場合、例えば、市町村の担当者、改良普及センターの担当者等が実測又は立会いを行い、事業実施主体以外の第三者が確認することが必要）

③①により確認したほ場全てで対象品目を作付けしているが、その一部を事業対象面積としている場合は、農地基本台帳等公的な書類

例) 生産者Cの農地基本台帳でのほ場面積7ha、全面積に品種・作型が同一であるキャベツを作付けし、事業対象面積はこのうちの5ha
⇒ 農地基本台帳でOK（事業対象面積は作業日誌等により確認）

※品種又は作型が異なる場合は、②の扱いになります。